

北陸地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣 旨)

第1条 本規則は、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成15年3月31日付け国官総第702号の2及び国官技第351号の2の国土交通事務次官通達「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について」。以下、「事後評価実施要領」及び「再評価実施要領」という。)に基づいて北陸地方整備局(以下、「整備局」という。)に設置する北陸地方整備局事業評価監視委員会(以下、「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局、その他委員会の設置等に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、北陸地方整備局長(以下、「局長」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

一 再評価に関する事務

イ 整備局が作成した再評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針(原案)の提出を受けるとともに、再評価実施要領に基づく再評価システムの運用状況等について報告を受けること。

ロ 再評価を実施する事業に関し、整備局が作成した対応方針(原案)について審議を行い、対応方針(原案)に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

二 事後評価に関する事務

イ 整備局が作成した事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針(案)の提出を受けるとともに、事後評価実施要領に基づく事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。

ロ 事後評価を実施する事業に関し、整備局が作成した対応方針(案)について審議を行い、対応方針(案)に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通し、人格・識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる有識者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員会は、10人以内で組織する。

3 局長は、地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域担当の委員を委嘱することができる。

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 委員長は、会務を総理する。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運 営)

第4条 委員会は、局長の要請により委員長が召集する。

2 委員会は、運営方法を定めた北陸地方整備局事業評価監視委員会運営要領を定める。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課に置く。

附 則

1 本規則は、平成13年7月18日から施行する。

2 本規則の施行に伴い、「北陸地方建設局事業評価監視委員会規則(平成10年9月21日施行)」及び「運輸省第一港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会規則(平成12年12月25日施行)」は廃止する。

3 本規則は、平成15年6月30日より一部改正する。

北陸地方整備局事業評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 本運営要領は、北陸地方整備局事業評価監視委員会規則（平成13年7月18日付け施行。平成15年6月30日一部改正。以下、「規則」という。）第4条に基づき、北陸地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の運営方法について、必要な事項を定める。

(委員会の開催等)

第2条 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

2 意見の具申にあたっては、必要に応じ、出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(審議過程の透明性の確保)

第3条 委員会の構成員、委員会の開催予定は、公表する。

2 委員会の会議の公開については、委員会が決定する。

3 委員会の会議に提出された資料、議事録等は公開する。

ただし、公開することが適切でないと委員会が判断する資料は公開しない。

4 会議に提出された資料、議事録等の公開は、会議終了後速やかに行う。

(外部専門家等の意見)

第4条 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家等の意見を聴取することができる。

(その他)

第5条 その他委員会の運営に必要な事項については、委員会において決定する。

附 則

1 本運営要領は、平成13年7月25日から施行する。

2 本運営要領の施行に伴い、「北陸地方建設局事業評価監視委員会運営要領（平成10年9月25日施行）」及び「運輸省第一港湾建設局港湾・海岸関係事業再評価委員会運営要領（平成10年8月1日施行）」は廃止する。

3 本運営要領は、平成15年8月5日より一部改正する。